

# 高齢者の社会参加促進・福祉/介護魅力発信イベントにかかる 広報企画運営業務委託仕様書

## 1 事業名称

高齢者の社会参加促進・福祉/介護魅力発信イベントにかかる広報企画運営業務委託

## 2 事業目的

令和6年度に開催される標記イベントの周知、参加気運の醸成を図ることを目的に、戦略的な広報活動を実施する。

## 3 業務委託期間

契約締結日から令和7年1月31日とする。

## 4 イベント概要

- (1) イベント開催日時：令和6年(2024年)10月27日(日)
- (2) 開催場所：岡町・桜塚商店街、豊中市立地域共生センターほか
- (3) 設営日：10月26日(土)
- (4) 撤去日：10月27日(日) 原則、17時30分までに撤去・会場退出

## 5 委託業務の内容

### (1) 広報業務

事業趣旨及び目的を十分に理解したうえで、高齢者(要介護認定者含む)をはじめとした幅広い層の社会参加の促進及び介護の魅力発信につながるような工夫をするとともに、イベント開催時に、より多くの参加者が参加するための効果的な広報企画を展開すること。

成果物の作成に必要な取材および取材先との調整、原稿文書作成、写真撮影から、広報媒体全体のデザイン・編集・レイアウト、校正、印刷及び納品まで一貫して行うこと。

成果物の詳細(印刷枚数及び冊子の形状・ページ数及び紙質、厚さ等)については、提案内容に基づき、本市との協議のうえ決定するものとする。デザインの作成に必要な作業(イラスト作成、写真撮影、取材、印刷等)はすべて本業務の委託料に含むものとし、受注者が準備するものとする。

### ① 広報企画・運営支援

イベント全体、各イベントコンテンツの企画内容について、デザイン面等から参加者の増加につながるよう、効果的な広報企画・支援を行うこと。

また、本事業が効果的・効率的に進むよう、市等との関係機関との連絡調整及び業務マネジメントを行うこと。

豊中市、一般社団法人豊中市介護保険事業者連絡会及び豊中市老人介護者(家族)の会等で構成される「いきてゆくフェス2024実行委員会」にて、コンテンツの企画を進めるが、想定されるコンテンツは概ね下記のとおりである。企画コンテンツについて、効果的な広報につながるよう、必要に応じてコンテンツタイトル等の案出し、実行委員会で原案作成した内容のリライトなどの支援を行うこと。

(想定されるコンテンツ)

項目	内容
介護サービス利用者の制作物展示	介護保険サービス利用者による制作物展示
キッズケア	小学生を対象にした介護・福祉体験事業
スポーツ	全世代スポーツ体験事業
シニア川柳展示	市内高齢者が制作した川柳展示
写真展	市内高齢者の写真展示
高齢者が主役のコンテンツ	高齢者が自身の経験やスキルを活かして応談するコンテンツ
ステージ	音楽演奏、パフォーマンス、講演会等
出店関係ブース	行政、団体の啓発、一般出店ブースほか
介護保険に関するパネル展示	介護保険制度を正しく啓発するパネル展示
その他	訪問入浴実演等のコンテンツ

※想定されるコンテンツは現時点での予定であり、今後実行委員会での検討を経て、コンテンツ数、内容は決定される。

## ② ポスター等の作成

作成するポスター等については、次のとおりとする。

項目	内容	規格
ポスターモデル等募集用チラシ	ポスターモデル等の募集チラシの作成	A4 版両面フルカラー 1,000 枚以上
ポスター	イベントの開催告知にあたり、より多くの市民の来場を促すことのできるようなチラシ/ポスター等の作成。	A3 版片面フルカラー 500 枚以上
チラシ		A4 版片面フルカラー 2,000 枚以上
パンフレット	イベント当日の体験内容や会場図が来場者に伝わるパンフレットを作成。作成にあたり、イベントに来場し、イベントの様子や出店事業者に対して、取材・写真撮影等を行う。また、作成したパンフレットを市民に対してどのように配布するかを提案を含む。	A3 版両面フルカラー 2 ページ 30,000 枚以上

印刷枚数及び冊子の形状・ページ数及び紙質、厚さについては、提案内容に基づき、本市との協議のうえ決定するものとする。デザインの作成に必要な作業（イラスト作成、写真撮影、取材、印刷等）はすべて本業務の委託料に含むものとし、受注者が準備するものとする。

ポスター等の仕様については、市及び豊中市介護保険事業者連絡会と協議して決定する。

制作物は、委託者が指定する日時（令和6年9月上旬予定）、方法及び場所に納品すること。

### ③ ウェブサイトやSNS等の広報媒体の作成・発信

ウェブサイトやSNS等を活用しながら効果的な広報を展開するものとする。

イベントの既存の広報媒体があるため、最大限活用しながら、効果的な広報を行うものとするが、広報媒体については、すべての既存媒体を必ずしも利用しなければならないわけではなく、費用対効果を考慮しながら運営して差しつかえはない。ただし、事前に市と協議し市の承認を得たうえで運用することとする。

また、広報媒体の廃止や新サイト作成に伴うリニューアル等を行う場合は、新サイト等へのリンク接続や廃止手続きも含めて行うこと。

媒体の種類	内容	登録者（フォロワー）数 （令和6年3月6日現在）
WEB サイト	イベント全体の周知広報（コンテンツ紹介、イベント全体のタイムスケジュール等）	—
Facebook		785
X(旧 Twitter)		90
Instagram	イベントの写真の掲載、シニアや介護者の写真	244
Note	介護事業者職員やイベント運営委員へのインタビュー記事を掲載	30

- ・目標延べ参加数は1,600名とする。
- ・イベントの様子やイベント情報等の広報（SNSでの共有や拡散）などを行い、効果的な広報を展開すること。

#### （2）イベント当日の看板類の作成

- ・実行委員会へのヒアリング、デザイン、作成に至るまで総括的に行うこと。
- ・作成物の詳細は、提案内容に基づき、本市との協議のうえ決定するものとするが、標準的な作成物は下表を参考にすること。原稿作成に必要な取材および取材先との調整、原稿文書作成、写真撮影から、広報媒体全体のデザイン・編集・レイアウト、校正、印刷及び納品まで一貫して行うこと。
- ・デザインの作成に必要な作業（イラスト作成、写真撮影、取材、印刷等）はすべて本業務の委託料に含むものとし、受託者が準備するものとする。
- ・肖像権や著作権などを侵害しないよう、関係法令等を遵守して作成すること。
- ・制作物は、委託者が指定する日時（令和6年10月上旬頃予定）、方法及び場所に納品すること。
- ・制作にあたり、設置場所やデザイン等に際して、市及び実行委員会にヒアリングを行い制作すること。設置可能な規格とし、設置方法も含めて提案すること。なお、設置にあたり官公庁への許認可が必要な場合は、受託者において必要な届出を行うこととし、設置に必要な付属備品も含めて納品すること。
- ・上記の他に、製作、編集等にあたっては委託者と十分に協議するものとする。

(看板類の標準作成物)

○横断幕・立て看板

項目	設置場所	標準作成規格
横断幕	屋内・屋外（要協議） 豊中市立地域共生センター、 商店街ほか	・縦 1500mm×横 3600mm 程度 ・作成枚数は3枚程度とする。 ・ターポリン製またはこれに準じる素材
立て看板	屋外（要協議） 豊中市立地域共生センター、 商店街ほか	・立て看板用ポスター（A1 サイズ）の作成枚数は14枚程度とする。

○パネルボード

スチレンボード等を用いてパネルボードを作成すること。デザイン等含めて一貫して作成すること。

- ・イベント全体パネルボード：標準作成枚数：20枚程度

作成サイズはA2サイズ以上とすること

- ・コンテンツパネルボード：標準作成枚数：50枚程度

コンテンツタイトル、コンテンツ説明キャプション等を作成すること。記載する文字等が視認可能なように配慮するとともに、少なくともA4サイズ以上のものを準備すること。コンテンツパネルボードは他のコンテンツとの汎用性があることからフォーマット化するなどの工夫を行って差し支えない。

- ・キャプションボード：標準作成枚数：50枚程度

コンテンツのうち、写真展示や介護事業所の作品展示を実施するため、当該コンテンツのキャプション作成も含む。（名前、事業所名、年齢、紹介文等を想定している。）各キャプションに記載する文章は基本的には各参加者で原案を作成するものの文書・レイアウト校正含めて行うこと。

作成サイズはA4サイズ以上とすること。

### (3) 独自提案に基づく効果的な広報の展開

その他、本イベントを効果的に実施できるような独自提案に基づく取り組みを行うものとする。

## 6 業務スケジュール

別紙のとおりとする。ただし、このスケジュールは標準的なものを示したもので、実際の業務にあたっては、委託者と協議のうえ行うものとする。

## 7 実施報告書

本業務の完了後、速やかに業務完了報告書を作成すること。業務完了報告書には、実施業務の内容、作成物、効果等を明記するものとする。

## 8 制作物の納品

すでに記載している納品物とは別に、次の各種データを納品すること。

PDF処理した原稿データ（文字の読み取りが可能であること。）

成果物に使用した各素材の J P E G 形式、ai 形式等の画像データ（転用可能な高解像度サイズであること）

制作物の見本

※C D - R 等で提出すること。

## **9 制作物の権利の帰属**

○成果物の所有権、著作権、利用権は市に帰属するものとする。また成果物の一部に第三者が権利を有する著作物を使用した場合は、所有者、著作権、利用権等に関して必要な手続きを行い、資料等の負担及び責任は受託者において負うものとする。

○本委託により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり、行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権主張させず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。

○制作物に関する権利の帰属について、第三者に委託した場合においても適応する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任を負うこと。

## **10 著作権**

○受託者は本委託業務の実施に伴い新たに制作したものについて、著作権法に規定する権利を有する場合においてもこれを行行使しないものとする。これは、受託者の従業員に著作人格権が帰属する場合にも適用し、本業務終了後も効力を有する。

○本委託業務の実施に伴い発生した、著作権法に規定する権利は市に帰属する。

○受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

## **11 秘密の保持**

受注者及びその業務従事者は、この契約の履行にあたっては、秘密の保持に関する全ての法令等を遵守するとともに、善良な管理者としての注意をはらう義務を有し、業務を行う上で知り得たことについて、契約期間中及び契約解除後において、いかなる理由によっても他人に漏らしてはならない。

## **12 一括再委託等の禁止**

受注者は、業務の全部又を一括して、または「5 委託業務の内容(1) 広報業務① 広報デザイン企画・運営支援」に定める部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

受注者は、業務の一部を第三者に委任し、または請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。

## **13 損害賠償**

受注者は、業務を行うにあたり、その責めに帰すべき理由により、委託業務の実施に関し発注者又は第三者に及ぼした損害について、損害賠償を行わなければならないときは、受注者がその損害額を負担すること。

## 14 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、本市は、契約金額以外の費用を負担しない。

## 15 その他

- (1) 業務実施にあたっては、本市と連絡を密にとり、情報を共有し、十分に協議を行いながら進めること。
- (2) 本市のほか、一般社団法人豊中市介護保険事業者連絡会などとの関係機関とも、十分に協議や連携を行うこと。また必要に応じて、本市と関係機関との打合せや会議の場に参加させることがある。
- (3) 受注者は発注者と連絡を密にし、作業上必要な資料及び発注者の指定する書類は遅滞なく作成し、報告、提案及び協議を行い、業務を遂行すること。
- (4) 台風や豪雨・地震その他天災等により、イベント実施が困難と市が判断した場合、イベントの全部または一部を中止若しくは延期する場合がある。
- (5) 本業務実施にあたっては、善良な管理者の注意をもって業務を行うこととし、実施にあたって疑義が生じた場合は、本事業の趣旨を理解して発注者の指示に従うものとする。
- (6) 本仕様書に定められていない事項については、発注者と受注者が協議のうえ決定するものとする。